

新事業進出補助金における中小企業等とリース会社との
共同申請に係る第三者機関募集要領

令和7年5月
中小企業新事業進出補助金事務局

本募集は、リース料から補助金相当分が減額されていることの確認を行う団体等を募集するものです。

新事業進出補助金では、中小企業等とリース会社が共同申請する場合（以下、「本スキーム」という。）には、機械装置・システム購入費について、中小企業等がリース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、その購入費用について、リース会社を対象に補助金を交付することが可能です。

本スキームにおいて、リース料から補助金相当分が減額されていることが確認できる証憑として、第三者機関が確認した「リース料軽減計算書」を中小企業新事業進出補助金事務局（以下、「事務局」という。）に提出することを求めています。

ついては、本スキームに参画する第三者機関を広く募集します。希望する団体等は、以下の第三者機関に求める要件を満たすことを十分に確認の上、応募いただくようお願いいたします。

事務局において、第三者機関としての適格性を審査の上、参画可否について通知します。

1. 募集期間

募集開始：令和7年5月 7日（水）

締切日：令和7年5月16日（金）12時

2. 応募書類

- (1) 誓約書
- (2) 定款
- (3) 団体の概要、役員名簿、正会員名簿
- (4) 直近3年度分の事業報告書（2022年度事業報告書、2023年度事業報告書、2024年度事業報告書）
- (5) 新事業進出補助金に係るリース料軽減計算書の確認要領
- (6) 反社会的勢力の排除について
- (7) 下記事項に該当することの説明資料
 - ①新事業進出補助金に関わる全ての中小企業等やリース会社に対して中立的な立場で業務を実施することが出来ること

- ②リースについての専門的な知識を有すること
- ③営利目的で行うものでないこと
- ④第三者機関の業務を行うのに十分な能力・体制を有すること
- ⑤反社会勢力でなく、反社会勢力と関係もないこと

※ 応募書類は返却しません。

※ 選定の正否を問わず、応募書類の作成費用は支給されません。

3. 応募書類の提出先

上記2. に記載の書類を「info-shinjigyo@hakuodo.co.jp」宛に電子メールにて送付してください。その際、メールの件名(題名)を必ず「【新事業進出補助金】第三者機関に係る応募」としてください。

※ 持参、郵送およびFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本要領を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。

4. 審査・承認

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングおよび現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

承認にあたっては、事務局で審査を行い決定します。

5. 第三者機関に必要な要件

- (1) 新事業進出補助金に係る全ての中小企業等やリース会社に対して中立的な立場で業務を実施することが出来ること
- (2) リースについての専門的な知識を有すること
- (3) 営利目的で行うものでないこと
- (4) 第三者機関の業務を行うのに十分な能力・体制を有すること
- (5) 第三者機関において不正が疑われる場合には、必要に応じて事務局の調査に協力し、不正が発覚した場合には、以後本スキームへの関与を認めず、またその旨を公表されることについて同意すること
- (6) 反社会的勢力でなく、反社会的勢力と関係もないこと
- (7) 上記(1)～(6)について、上記2. 応募書類を事務局に対して提出すること

6. 承認結果の決定および通知

承認された申請者については、その旨を電子メールにて通知します。

※ 通知方法については、事務局の都合により、事前の連絡なく変更となる場合がございますので、予めご了承ください。

7. 問い合わせ先

中小企業新事業進出補助金事務局	(E-mail) info-shinjigyo@hakupodo.co.jp
-----------------	--

- ※ お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。
- ※ お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「【新事業進出補助金】お問い合わせ」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上